

固定電話代:専用回線料含む (61回線)	関根 和一 室蘭開発建設部苫小牧 道路事務所 苫小牧市日吉町2丁目1 番5号	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	13,677,440	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
固定電話代:専用回線料含む (54回線分)	二宮 嘉朗 室蘭開発建設部室蘭道 路事務所 登別市大和町2丁目34- 1	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	2,853,278	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
固定電話代:専用回線料含む (40回線分)	菊地 一志 室蘭開発建設部有珠復 旧事務所 虻田郡洞爺湖町入江54- 10	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	3,303,881	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
電話料(日高道路事務所)	浅利 雅裕 室蘭開発建設部 日高道路事務所 沙流郡日高松風町 2-251-4	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,300,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
電話料(日高道路事務所)	浅利 雅裕 室蘭開発建設部 日高道路事務所 沙流郡日高松風町 2-251-4	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,600,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
電話料(浦河道路事務所)	山梨 高裕 室蘭開発建設部 浦河道路事務所 浦河郡浦河町堺町 西4-8-1	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,474,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
電話料(回線専用料) (浦河道路事務所)	山梨 高裕 室蘭開発建設部 浦河道路事務所 浦河郡浦河町堺町 西4-8-1	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,826,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
携帯電話料(浦河道路事務所)	山梨 高裕 室蘭開発建設部 浦河道路事務所 浦河郡浦河町堺町 西4-8-1	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・テイドコ モ北海道 北海道札幌市北区北1 条西14丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,234,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
固定電話代:専用回線料含む (24回線分)	佐々木 朗 室蘭開発建設部苫小牧 港湾事務所 苫小牧市末広町1丁目1- 1	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	2,044,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
固定電話代:専用回線料含む (13回線分)	小路 邦夫 室蘭開発建設部浦河港 湾事務所 浦河郡浦河町築地1丁目 4番23号	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	2,142,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
標津川左岸地下水位計外借入 れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	4,643,100	4,643,100	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
総合河川情報端末装置外借入 れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3	H20.4.1	三菱電機クレジット (株) 東京都品川区西五反 田1-3-8	会計法第29条の3第4項	1,134,000	1,134,000	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	

釧路渚原水位計借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3	H20.4.1	(株)測機社 北海道札幌市中央区 南14条西11-3-3	会計法第29条の3第4項	1,839,600	1,839,600	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
電子複写機一式借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3	H20.4.1	シー・アイ・アール曾我 (株) 北海道釧路市白金町7 -11	会計法第29条の3第4項	1,512,000	1,512,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複合機(カラー)2式借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3	H20.4.1	テック・ソリューション・ サービス(株) 北海道札幌市中央区 南三条西12-320	会計法第29条の3第4項	8,757,000	8,757,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複合機(カラー)一式借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3	H20.4.1	富士ゼロックス北海道 (株) 北海道札幌市中央区 大通西10丁目	会計法第29条の3第4項	5,003,649	5,003,649	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複合機(カラー)一式借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	2,082,780	2,082,780	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
複写電送装置4式借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3	H20.4.1	(株)サンエス・マネジ メント・システムズ 北海道釧路市星が浦 大通1-7-1	会計法第29条の3第4項	1,603,980	1,603,980	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
パーソナルコンピュータ(電子 入札用)4台外借入れ及び保守	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	1,512,000	1,512,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
パーソナルコンピュータ(ノート 型)193台借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3	H20.4.1	アルファシステム(株) 北海道釧路市鳥取大 通5丁 目3番1号	会計法第29条の3第4項	4,814,964	4,814,964	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
LAN関連機器一式借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3	H20.4.1	(株)HBA 北海道札幌市中央区 北3条西7-1	会計法第29条の3第4項	18,874,800	18,874,800	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
交通量観測システム機器一式 借入れ及び保守	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3	H20.4.1	日本データサービス (株) 北海道札幌市東区北 16条東19丁目	会計法第29条の3第4項	1,008,000	1,008,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
パーソナルコンピュータ(デスク トップ型)3台外借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	874,440	874,440	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	

土木積算業務用サーバー式借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	6,048,000	6,048,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
釧路川洪水予測システム一式借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	6,678,000	6,678,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
電子複合機(カラー)一式借入れ	谷村 昌史 釧路開発建設部 釧路道路事務所 釧路市貝塚3丁目3番15号	H20.4.1	テック・ソリューション・サービス(株) 北海道札幌市中央区 南三条西12-320	会計法第29条の3第4項	2,535,000	2,535,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複合機(カラー)一式借入れ	谷村 昌史 釧路開発建設部 釧路道路事務所 釧路市貝塚3丁目3番15号	H20.4.1	(株)マルエイ六峰社 北海道釧路市仲浜町1番15	会計法第29条の3第4項	3,079,000	3,079,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
CALS/EC用サーバー一式借入れ	谷村 昌史 釧路開発建設部 釧路道路事務所 釧路市貝塚3丁目3番15号	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	1,764,000	1,764,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
電子複合機(カラー)二式賃貸借	木村 孝司 釧路開発建設部 弟子屈道路事務所 川上郡弟子屈町鈴蘭4丁目4番1号	H20.4.1	安藤印舗(株) 北海道釧路市星が浦 北1丁目1番5号	会計法第29条の3第4項	2,033,850	2,033,850	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複写機1式賃貸借	小泉 重雄 釧路開発建設部 中標津道路事務所 標津郡中標津町東23条 北1丁目1番地	H20.4.1	(株)マルエイ六峰社 北海道釧路市仲浜町1番15	会計法第29条の3第4項	2,827,488	2,827,488	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
観測機器借入れ	源 秀夫 釧路開発建設部 釧路農業事務所 釧路市幸町10丁目3番地	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	1,198,260	1,198,260	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複合機(カラー)1式借入れ及び保守	成田 明 釧路開発建設部 釧路河川事務所 釧路郡釧路町若葉1丁目28番地3	H20.4.1	安藤印舗(株) 北海道釧路市星が浦 北1丁目1番5号	会計法第29条の3第4項	5,512,467	5,512,467	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複合機(カラー)1式借入れ	吉田 義一 釧路開発建設部 釧路港湾事務所 釧路市西港1丁目	H20.4.1	安藤印舗(株) 北海道釧路市星が浦 北1丁目1番5号	会計法第29条の3第4項	845,208	845,208	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複写機一式借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	H20.4.1	(株)北海道ウチダシステム 北海道札幌市中央区 大通東3丁目1番地	会計法第29条の3第4項	967,270	967,270	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	

釧路湿原地下水水位計一式借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	H20.4.1	(株)測機社 北海道札幌市中央区 南14条西11-3-3	会計法第29条の3第4項	2,091,600	2,091,600	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
釧路湿原西部地下水水位計一式借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	H20.4.1	(株)測機社 北海道札幌市中央区 南14条西11-3-3	会計法第29条の3第4項	1,827,000	1,827,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
標津川旧川地下水水位計外借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	2,520,000	2,520,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
釧路湿原観測孔水位計借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	H20.4.1	(株)測機社 北海道札幌市中央区 南14条西11-3-3	会計法第29条の3第4項	2,162,160	2,162,160	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
釧路湿原西部観測孔水位計借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	H20.4.1	(株)測機社 北海道札幌市中央区 南14条西11-3-3	会計法第29条の3第4項	2,702,700	2,702,700	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
LAN関連機器一式借入及び保守	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	3,553,200	3,553,200	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
LAN関連スイッチ式の借入及び保守	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	3,591,000	3,591,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
グループウェアシステム一式の賃貸借及び保守	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	12,720,960	12,720,960	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
パーソナルコンピュータ(ノート型)90台借入れ	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	H20.4.1	(株)HBA 北海道札幌市中央区 北3条西7-1	会計法第29条の3第4項	5,413,716	5,413,716	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
パーソナルコンピュータ(デスクトップ型)3式外借入及び保守	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	1,625,400	1,625,400	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
電子複合機(カラー)一式借入れ	谷村 昌史 釧路開発建設部 釧路道路事務所 釧路市貝塚3丁目3番15号	H20.4.1	(株)マルエイ六峰社 北海道釧路市仲浜町1番15	会計法第29条の3第4項	2,958,900	2,958,900	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	

電子複合機(カラー)一式借入れ及び保守	北原 繁志 釧路開発建設部 根室港湾事務所 根室市宝林町3丁目9番地	H20.4.1	(株)マルエイ六峰社 北海道釧路市仲浜町1番15	会計法第29条の3第4項	3,175,885	3,175,885	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
43回線にかかる電話料	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	2,400,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
28回線にかかる電話料	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	H20.4.1	KDDI(株) 東京都千代田区飯田 橋3丁目10番10号	会計法第29条の3第4項	-	1,200,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
142回線にかかる携帯電話料	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・テイドコ モ北海道 北海道札幌市北区北1 条西14丁目	会計法第29条の3第4項	-	2,400,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
携帯電話料	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・テイドコ モ北海道 北海道札幌市北区北1 条西14丁目	会計法第29条の3第4項	-	1,257,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
携帯電話料	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・テイドコ モ北海道 北海道札幌市北区北1 条西14丁目	会計法第29条の3第4項	-	2,881,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
携帯電話料	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・テイドコ モ北海道 北海道札幌市北区北1 条西14丁目	会計法第29条の3第4項	-	1,225,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
釧路開発建設部釧路河川事務所26回線に係る電話料	成田 明 釧路開発建設部 釧路河川事務所 釧路郡釧路町若葉1丁目28番地3	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	8,000,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
釧路開発建設部釧路道路事務所57回線に係る電話料	谷村 昌史 釧路開発建設部 釧路道路事務所 釧路市貝塚3丁目3番15号	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	3,700,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
釧路開発建設部弟子屈道路事務所38回線に係る電話料	木村 孝司 釧路開発建設部 弟子屈道路事務所 川上郡弟子屈町鈴蘭4丁目4番1号	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	1,500,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
釧路開発建設部中標津道路事務所電話料	小泉 重雄 釧路開発建設部 中標津道路事務所 標津郡中標津町東23条北1丁目1番地	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	1,600,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
釧路開発建設部中標津道路事務所回線専用料	小泉 重雄 釧路開発建設部 中標津道路事務所 標津郡中標津町東23条北1丁目1番地	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	1,590,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
釧路港湾事務所5回線に係る電話料	吉田 義一 釧路開発建設部 釧路 港湾事務所 釧路市西港1丁目	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	2,242,399	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	

釧路開発建設部根室港湾事務所9回線に係る電話料	上西 隆広 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	2,071,131	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
管理情報検索用サーバー式賃貸借及び保守(単価契約)	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	1,102,500	1,102,500	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
河川IGISサーバ外一式賃貸借及び保守(単価契約)	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	1,360,800	1,360,800	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
河川情報検索システムサーバ外一式賃貸借及び保守(単価契約)	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	1,045,800	1,045,800	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
スキャナー付デジタルカラー複合機一式(農業開発第1課)賃貸借及び保守(単価契約)	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	H20.4.1	十勝事務機販売(株) 北海道帯広市西19条 南1丁目4-20	会計法第29条の3第4項	6,283,620	6,283,620	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
CAD関連運用機材一式の賃貸借及び保守(単価契約)	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	H20.4.1	(株)サンコー 北海道札幌市中央区 北2条西2丁目32	会計法第29条の3第4項	935,424	935,424	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
帯広開発建設部本部庁舎33回線分に係る電話料	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	3,000,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
帯広開発建設部帯広河川事務所50回線分に係る電話料	宇佐美 彰 帯広開発建設部帯広河川事務所 中川郡幕別町札内西町73-6	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	4,850,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
帯広開発建設部池田河川事務所28回線分に係る電話料	齋藤 嘉之 帯広開発建設部池田河川事務所 中川郡池田町字利別東町	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,300,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
帯広開発建設部帯広道路事務所58回線分に係る電話料	船山 健次 帯広開発建設部帯広道路事務所 中川郡幕別町札内西町73-6	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	3,500,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
帯広開発建設部広尾道路事務所33回線分に係る電話料	工藤 貞紀 帯広開発建設部広尾道路事務所 広尾郡広尾町並木通東2-5	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	2,500,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
帯広開発建設部足寄道路事務所39回線分に係る電話料	鈴木 達己 帯広開発建設部足寄道路事務所 足寄郡足寄町栄町1-43	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	4,600,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	

帯広開発建設部十勝港湾事業所10回線分に係る電話料	澤合 英治 帯広開発建設部十勝港湾事業所 広尾郡広尾町並木通東3-58	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	3,000,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
帯広開発建設部本部7回線分に係る電話料	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	H20.4.1	KDDI(株) 東京都千代田区飯田 橋3丁目10番10号	会計法第29条の3第4項	—	1,000,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
帯広開発建設部本部106回線分に係る携帯電話料	安田 修 帯広開発建設部 帯広市西4条南8丁目	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・テイド モ北海道 北海道札幌市北区北1 条西14丁目	会計法第29条の3第4項	—	3,500,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
帯広開発建設部帯広河川事務所44回線分に係る携帯電話料	宇佐美 彰 帯広開発建設部帯広河 川事務所 中川郡幕別町札内西町 73-6	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・テイド モ北海道 北海道札幌市北区北1 条西14丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,720,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
帯広開発建設部帯広道路事務所23回線分に係る携帯電話料	船山 健次 帯広開発建設部帯広道 路事務所 中川郡幕別町札内西町 73-6	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・テイド モ北海道 北海道札幌市北区北1 条西14丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,300,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
帯広開発建設部広尾道路事務所17回線分に係る電話料	工藤 貞紀 帯広開発建設部広尾道 路事務所 広尾郡広尾町並木通東 2-5	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・テイド モ北海道 北海道札幌市北区北1 条西14丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,200,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
電気料(総務課)	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	H20.4.1	北海道電力(株) 北海道札幌市中央区 大通東1-2	会計法第29条の3第4項	—	13,893,102	—	—	北海道内の特定規模電気事業者のうち1社が電力小売を開始し、一般電気事業者との価格競争が可能となるのを待たざるを得なかったため。	平成21年度	
グループウェアシステム一式借入及び保守	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	H20.4.1	日本データサービス (株) 北海道札幌市東区北1 6条東19丁目1番14 号	会計法第29条の3第4項	11,045,160	11,045,160	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
網走川洪水予測システム一式借入及び保守	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	H20.4.1	ネットワシシステムズ (株)北海道事業部 北海道札幌市中央区 北3条西3丁目1番6号	会計法第29条の3第4項	26,586,000	26,586,000	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
道路巡回支援システム機器1式賃貸借	鈴木 亘 網走開発建設部 北見道路事務所 北見市西三輪5丁目9番 地1	H20.4.1	日本データサービス (株) 北海道札幌市東区北1 6条東19丁目1番14 号	会計法第29条の3第4項	1,108,800	1,108,800	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電話交換機賃貸借及び保守	市来 隆 網走開発建設部網走港 湾事務所 網走市港町3番	H20.4.1	NECネットエスアイ (株) 北海道札幌市中央区 大通西4丁目1番地	会計法第29条の3第4項	1,335,600	1,335,600	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
電話料	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	3,066,747	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	

電話料	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	H20.4.1	KDDI(株) 東京都千代田区飯田 橋3丁目10番10号	会計法第29条の3第4項	—	1,079,453	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
電話料	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティドコ モ北海道 北海道札幌市北区北1 条西14丁目	会計法第29条の3第4項	—	2,134,240	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
網走開発建設部北見道路事務所22回線分に係る携帯電話料	鈴木 亘 網走開発建設部 北見道路事務所 北見市西三輪5丁目9番 地1	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティドコ モ北海道 北海道札幌市北区北1 条西14丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,132,117	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
網走開発建設部北見道路事務所77回線分に係る電話料	鈴木 亘 網走開発建設部 北見道路事務所 北見市西三輪5丁目9番 地1	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	6,025,752	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
電話料	前田 俊一 網走開発建設部 網走 道路事務所 網走市大曲1丁目6番3 号	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	2,671,258	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
遠軽道路事務所 電話料	太田 広 網走開発建設部 遠軽道路事務所 紋別郡遠軽町大通北7 丁目	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,006,842	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
網走開発建設部網走港湾事務所5回線分に係る専用回線使用料	市来 隆 網走開発建設部網走港 湾事務所 網走市港町3番	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,120,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
パーソナルコンピュータ(ノート型)32式賃貸及び保守	吉本 靖俊 留萌開発建設部 留萌市寿町1丁目	H20.4.1	(株)浜田商事 北海道留萌市旭町2- 14	会計法第29条の3第4項	2,440,000	2,440,000	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
LAN関連機器(その4)一式賃貸及び保守	吉本 靖俊 留萌開発建設部 留萌市寿町1丁目	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	1,700,000	1,700,000	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
グループウェアシステム一式賃貸及び保守	吉本 靖俊 留萌開発建設部 留萌市寿町1丁目	H20.4.1	日本データサービス (株) 北海道札幌市東区北1 6条東19丁目1番14 号	会計法第29条の3第4項	9,000,000	9,000,000	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
留萌開発事務所電子複写機賃貸及び保守 (Imagio W ide8100)	立石 誠 留萌開発建設部留萌開 発事務所 留萌市堀川町2丁目78	H20.4.1	(株)栄進堂 北海道留萌市栄町2丁 目5-28	会計法第29条の3第4項	3,456,180	3,456,180	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
留萌開発事務所電子複写機賃貸及び保守 (DocuCentre6501)	立石 誠 留萌開発建設部留萌開 発事務所 留萌市堀川町2丁目78	H20.4.1	(株)タイムル 北海道留萌市東雲町1 丁目30番地	会計法第29条の3第4項	1,804,320	1,804,320	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	

羽幌道路事務所複合機賃借及び保守	西永 直正 留萌開発建設部羽幌道路事務所 苫前郡羽幌町栄町57番地の2	H20.4.1	(株)旭屋書店 北海道苫前郡羽幌町南3条3丁目	会計法第29条の3第4項	1,128,960	1,128,960	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
潮位気象観測装置賃借及び保守	岸 哲也 留萌開発建設部留萌港湾事務所 留萌市大町1丁目1-1	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	2,310,840	2,310,840	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
幌延河川事業所電子複写機2式賃借及び保守	関田 透 留萌開発建設部幌延河川事業所 天塩郡幌延町字幌延153-2	H20.4.1	(株)栄進堂 北海道留萌市栄町2丁目5-28	会計法第29条の3第4項	1,185,136	1,185,136	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
留萌ダム建設事業所電子複写機賃借及び保守	矢部 浩規 留萌開発建設部留萌ダム建設事業所 留萌市沖見町3丁目91	H20.4.1	(株)栄進堂 北海道留萌市栄町2丁目5-28	会計法第29条の3第4項	2,000,000	2,000,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
留萌開発建設部電話料	吉本 靖俊 留萌開発建設部 留萌市寿町1丁目	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	4,200,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
留萌開発建設部携帯電話料	吉本 靖俊 留萌開発建設部 留萌市寿町1丁目	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・コム北海道 北海道札幌市北区北1条西14丁目	会計法第29条の3第4項	-	2,300,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
留萌ダム建設事業所電話料	矢部 浩規 留萌開発建設部留萌ダム建設事業所 留萌市沖見町3丁目91	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	2,700,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
羽幌道路事務所電話料	西永 直正 留萌開発建設部羽幌道路事務所 苫前郡羽幌町栄町57番地の2	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	4,200,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
留萌港湾事務所電話料	岸 哲也 留萌開発建設部留萌港湾事務所 留萌市大町1丁目1-1	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	1,700,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
留萌開発事務所電話料	立石 誠 留萌開発建設部留萌開発事務所 留萌市堀川町2丁目78	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	3,500,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
CAD編集用端末1式賃借及び保守	坂田 尚樹 稚内開発建設部 稚内市末広5丁目6番1号	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	1,146,600	1,146,600	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
LAN関連機器等一式賃借及び保守	坂田 尚樹 稚内開発建設部 稚内市末広5丁目6番1号	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	2,436,840	2,436,840	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	

電子納品用端末機器一式賃貸及び保守	坂田 尚樹 稚内開発建設部 稚内市末広5丁目6番1号	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	1,323,000	1,323,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
グループウェアシステム一式賃貸及び保守	坂田 尚樹 稚内開発建設部 稚内市末広5丁目6番1号	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	10,066,140	10,066,140	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
電子複写機1式賃貸及び保守	坂田 尚樹 稚内開発建設部 稚内市末広5丁目6番1号	H20.4.1	(有)コスモ事務機 北海道稚内市富岡4丁目3番20号	会計法第29条の3第4項	941,976	941,976	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
施工情報共有サーバー一式賃貸及び保守	小栗 学 稚内開発建設部稚内開発事務所 稚内市潮見5丁目3番37号	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	2,067,660	2,067,660	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
稚内開発建設部防災用携帯電話使用料	坂田 尚樹 稚内開発建設部 稚内市末広5丁目6番1号	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・コム北海道 北海道札幌市北区北1条西14丁目	会計法第29条の3第4項	-	3,220,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
稚内開発建設部本部庁舎50回線に係る電話料	坂田 尚樹 稚内開発建設部 稚内市末広5丁目6番1号	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	2,550,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
稚内開発事務所庁舎及び管内81回線に係る電話料	小栗 学 稚内開発建設部稚内開発事務所 稚内市潮見5丁目3番37号	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	6,500,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
稚内開発建設部浜頓別道路事務所33回線分に係る電話料	神林 孝次 稚内開発建設部浜頓別道路事務所 枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘6丁目1番地	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	2,457,373	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
人事情報システム賃貸及び保守	支出負担行為担当 又野 已知 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	会計法第29条の3第4項	2,463,249	2,463,249	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
船員職業安定業務管理システム(キオスク端末)賃貸及び保守	支出負担行為担当 又野 已知 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	協同リース(株) 東京都千代田区神田 駿河台2-9-17	会計法第29条の3第4項	7,528,134	7,528,134	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
平成20年度自動車輸送統計調査及び自動車燃料消費量調査に係る軽自動車車両データ作成	支出負担行為担当 又野 已知 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	(社)全国軽自動車協会連合会 東京都港区芝大門1-1-30	会計法第29条の3第4項	10,469,531	6,930,000	66.0%	2	基本方針の見直しを検討し企画競争を実施予定であったが、見直し検討に時間を要している。	平成21年度	

平成20年度自動車輸送統計調査及び自動車燃料消費量調査に係る登録自動車車両データ作成	支出負担行為担当官 又野 已知 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	(財)自動車検査登録情報協会 東京都中央区入船3-7-2	会計法第29条の3第4項	16,090,805	15,725,526	97.7%	8	本業務は、自動車輸送統計調査と自動車燃料消費量調査の実施にあたり、自動車登録情報(自動車交通局保有)からそれぞれの調査対象となる車両を標本抽出により選出し、得たデータを標本として使用するため、自動車登録情報の提供を受けるものである。本業務で使用する自動車登録情報は「道路運送車両法の一部改正(平成19年11月18日施行)」に基づき、財団法人自動車検査登録情報協会が国土交通大臣の登録を受けた唯一の機関である。基本方針の見直しを検討し企画競争を実施予定であったが、見直し検討に時間を要している。	平成21年度	
自動印刷・製本システム賃貸借	支出負担行為担当官 又野 已知 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	会計法第29条の3第4項	9,144,030	9,144,030	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
オンラインヘルプ用システム機器等賃貸借及び保守	支出負担行為担当官 又野 已知 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	オリゾンシステムズ(株) 東京都新宿区笹原町4-3 新神楽坂ビル 三井リース事業(株) 東京都中央区日本橋1-4-1	会計法第29条の3第4項	1,062,946	1,062,946	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
光学式文字読取装置の賃貸借及び保守	支出負担行為担当官 又野 已知 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	東芝ファイナンス(株) 東京都中央区銀座5-2-1	会計法第29条の3第4項	1,464,540	1,464,540	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
国土交通省オンライン申請システム個別業務サブシステムサーバ等賃貸借及び保守	支出負担行為担当官 又野 已知 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	エヌ・ティ・ティ・データ・ソリューション(株) 東京都千代田区一ツ橋1-1-1	会計法第29条の3第4項	1,587,000	1,587,000	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
国土交通本省グループウェアシステムの増強機器等賃貸借	支出負担行為担当官 又野 已知 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	日本ユニシス・サプライ(株) 東京都世田谷区桜新町2-19-5 三井リース事業(株) 東京都中央区日本橋1-4-1	会計法第29条の3第4項	2,786,205	2,786,205	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
自動車輸送統計OCRシステム賃貸借及び保守	支出負担行為担当官 又野 已知 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	(株)フォーカシステムズ 東京都品川区東五反田2-7-8	会計法第29条の3第4項	3,137,400	3,137,400	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
地方運輸局総合的文書管理システム用サーバ等賃貸借及び保守	支出負担行為担当官 又野 已知 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	日本ユニシス(株) 東京都江東区豊洲1-1-1	会計法第29条の3第4項	5,007,101	5,007,101	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
地方運輸局(7局)総合的文書管理システム用サーバ等賃貸借及び保守	支出負担行為担当官 又野 已知 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	日本ユニシス(株) 東京都江東区豊洲1-1-1 日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	会計法第29条の3第4項	5,944,176	5,944,176	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
国土交通本省等総合的文書管理システム用サーバ等賃貸借及び保守	支出負担行為担当官 又野 已知 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	日本ユニシス(株) 東京都江東区豊洲1-1-1	会計法第29条の3第4項	9,135,667	9,135,667	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	

国土交通省行政情報システム 基幹ネットワーク(エッジスイ ッチングハブ)賃貸借及び保守	支出負担行為担当官 又野 已知 国土交通省大臣官房会 計課 東京都千代田区霞が関 2-1-3	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・ データ 東京都江東区豊洲3- 3-9	会計法第29条の3第4項	9,960,552	9,960,552	100.0%	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度	
運輸局向けファイルサーバ賃 貸借及び保守	支出負担行為担当官 又野 已知 国土交通省大臣官房会 計課 東京都千代田区霞が関 2-1-3	H20.4.1	エヌ・ティ・ティ・コムウェ ア(株) 東京都港区港南1-9 -1 NTTファイナンス(株) 東京都港区芝浦1-2 -1	会計法第29条の3第4項	14,414,639	14,414,639	100.0%	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度	
国土交通省行政文書ファイル 管理システム賃貸借及び保守	支出負担行為担当官 又野 已知 国土交通省大臣官房会 計課 東京都千代田区霞が関 2-1-3	H20.4.1	日本ユニシス(株) 東京都江東区豊洲1- 1-1 日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2- 15-12	会計法第29条の3第4項	15,830,640	15,830,640	100.0%	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成24年度	
地方運輸局等行政情報システ ム用端末賃貸借及び保守	支出負担行為担当官 又野 已知 国土交通省大臣官房会 計課 東京都千代田区霞が関 2-1-3	H20.4.1	エヌ・ティ・ティ・コムウェ ア(株) 東京都港区港南1-9 -1 日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2- 15-12	会計法第29条の3第4項	59,448,375	59,448,375	100.0%	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度	
国土交通省本省グループウェ ブシステム賃貸借及び保守	支出負担行為担当官 又野 已知 国土交通省大臣官房会 計課 東京都千代田区霞が関 2-1-3	H20.4.1	日本ユニシス(株) 東京都江東区豊洲1- 1-1 センチュリー・リーシン グ・システム(株) 東京都港区浜松町2- 4-1世界貿易センター ビル(10階)	会計法第29条の3第4項	61,389,379	61,389,372	100.0%	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成21年度	
地方運輸局行政情報システム 用サーバ並びに端末の賃貸借 及び保守	支出負担行為担当官 又野 已知 国土交通省大臣官房会 計課 東京都千代田区霞が関 2-1-3	H20.4.1	エヌ・ティ・ティ・コムウェ ア(株) 東京都港区港南1-9 -1 日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2- 15-12	会計法第29条の3第4項	199,578,960	199,578,960	100.0%	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度	
地方運輸局等行政情報ネット ワークシステム賃貸借及び保 守	支出負担行為担当官 又野 已知 国土交通省大臣官房会 計課 東京都千代田区霞が関 2-1-3	H20.4.1	エヌ・ティ・ティ・コムウェ ア(株) 東京都港区港南1-9 -1 日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2- 15-12	会計法第29条の3第4項	215,301,460	215,301,460	100.0%	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度	
国土交通省行政情報システ ム基幹ネットワーク賃貸借及び 保守	支出負担行為担当官 又野 已知 国土交通省大臣官房会 計課 東京都千代田区霞が関 2-1-3	H20.4.1	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1 NECリース(株) 東京都港区芝5-29 -11	会計法第29条の3第4項	102,602,556	102,602,556	100.0%	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度	
国土交通省行政情報ネット ワークシステム賃貸借及び保 守	支出負担行為担当官 又野 已知 国土交通省大臣官房会 計課 東京都千代田区霞が関 2-1-3	H20.4.1	センチュリー・リーシン グ・システム(株) 東京都港区浜松町2- 4-1	会計法第29条の3第4項	238,455,168	238,455,168	100.0%	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成21年度	
運送事業者監査総合情報シ ステム用個別業務サーバ賃貸借	支出負担行為担当官 又野 已知 国土交通省大臣官房会 計課 東京都千代田区霞が関 2-1-3	H20.4.1	センチュリー・リーシン グ・システム(株) 東京都港区浜松町2- 4-1	会計法第29条の3第4項	11,998,337	11,998,337	100.0%	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度	
走査電子顕微鏡賃貸借	支出負担行為担当官 又野 已知 国土交通省大臣官房会 計課 東京都千代田区霞が関 2-1-3	H20.4.1	日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2- 15-12	会計法第29条の3第4項	3,616,200	3,616,200	100.0%	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成23年度	

新型飛行記録解析装置賃貸借	支出負担行為担当官 又野 已知 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	会計法第29条の3第4項	9,651,600	9,651,600	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
航空従事者管理システム端末機器等の賃貸借	支出負担行為担当官 鈴木 久泰 航空局 千代田区霞が関2-3-1	H20.4.1	NECリース㈱ 東京都港区芝5-29-11	会計法第29条の3第4項	1,433,691	1,426,950	99.5%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
パーソナルコンピュータ等賃貸借(航空情報センター)	支出負担行為担当官 鈴木 久泰 航空局 千代田区霞が関2-3-1	H20.4.1	日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	会計法第29条の3第4項	1,200,339	1,141,560	95.1%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
パーソナルコンピュータ等賃貸借(システム開発評価・危機管理センター)	支出負担行為担当官 鈴木 久泰 航空局 千代田区霞が関2-3-1	H20.4.1	リコーリース㈱ 東京都中央区銀座7-16-3	会計法第29条の3第4項	2,918,160	2,918,160	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
平成20年度 コニカミルタ複写機の賃貸借及び保守等	支出負担行為担当官 鈴木 久泰 航空局 千代田区霞が関2-3-1	H20.4.1	コニカミルタビジネスソリューションズ㈱ 東京都中央区日本橋本町1-5-4	会計法第29条の3第4項	2,588,223	2,588,223	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度 リコー複写機の賃貸借及び保守等	支出負担行為担当官 鈴木 久泰 航空局 千代田区霞が関2-3-1	H20.4.1	㈱リコー 東京都大田区中馬込1-3-6	会計法第29条の3第4項	12,425,364	12,425,364	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度 ゼロックス複写機の賃貸借及び保守等	支出負担行為担当官 鈴木 久泰 航空局 千代田区霞が関2-3-1	H20.4.1	富士ゼロックス㈱ 東京都港区六本木3-1-1	会計法第29条の3第4項	2,370,936	2,370,936	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度 キヤノン複写機の賃貸借及び保守等	支出負担行為担当官 鈴木 久泰 航空局 千代田区霞が関2-3-1	H20.4.1	キヤノンマーケティングジャパン(株) 東京都港区港南2-16-6	会計法第29条の3第4項	991,620	991,620	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度 リコーFAX等の賃貸借	支出負担行為担当官 鈴木 久泰 航空局 千代田区霞が関2-3-1	H20.4.1	㈱リコー 東京都大田区中馬込1-3-6	会計法第29条の3第4項	983,745	983,745	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
航空従事者管理システム端末機器等の賃貸借	支出負担行為担当官 鈴木 久泰 航空局 千代田区霞が関2-3-1	H20.6.10	NECリース㈱ 東京都港区芝5-29-11	会計法第29条の3第4項	1,193,913	1,193,913	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
パーソナルコンピュータ等賃貸借	分任支出負担行為担当官 嵐森 始 札幌航空交通管制部 札幌市東区北37条東26丁目1-26	H20.4.1	(株)大塚商会 北海道札幌市中央区北1条西3丁目	会計法第29条の3第4項	2,305,170	2,305,170	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	

パーソナルコンピュータ等賃貸借及び保守(その1)	分任支出負担行為担当 官 吉田 由紀雄 福岡航空交通管制部 福岡市東区大字奈多字 小瀬抜1302-17	H20.4.1	NECリース(株) 福岡市博多区御供町 1-1	会計法第29条の3第4項	13,525,470	13,525,470	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
パーソナルコンピュータ等賃貸借及び保守(その1)	分任支出負担行為担当 官 吉田 由紀雄 福岡航空交通管制部 福岡市東区大字奈多字 小瀬抜1302-17	H20.9.30	NECリース(株) 福岡市博多区御供町 1-1	会計法第29条の3第4項	3,786,108	3,786,108	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
複写機13台賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当 官 吉田 由紀雄 福岡航空交通管制部 福岡市東区大字奈多字 小瀬抜1302-17	H20.4.1	富士ゼロックス福岡 (株)福岡市博多区博 多駅前1-6-16	会計法第29条の3第4項	3,258,775	3,258,775	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
デジタル複合機賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当 官 石森雅文 那覇 航空交通管制部 沖縄 県那覇市鏡水334	H20.4.1	(株)オキジム 沖縄県 浦添市港川1458番地	会計法第29条の3第4項	8,049,612	8,049,612	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
パーソナルコンピュータ等賃貸借	分任支出負担行為担当 官 中辻 良仁 東京 航空交通管制部 埼玉 県所沢市並木1-12	H20.4.1	エヌ・ティ・ティ・コムウェ ア(株)東京都港区港 南1-9-1	会計法第29条の3第4項	1,555,041	1,555,032	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
複合機6台賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当 官 西野 輝雄 航空 保安大学校岩沼研修セ ンター 宮城県岩沼市下 野郷字北長沼4	H20.4.1	(株)大友商事 宮城県 仙台市宮城野区扇町5 -4-11	会計法第29条の3第4項	3,428,581	3,415,981	99.6%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム用機器の賃貸借	支出負担行為担当官 本田 勝 自動車交通局 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	H20.4.1	日本アイ・ビー・エム (株)	会計法第29条の3第4項	71,872,530	71,164,320	99.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム機能増強分機器の賃貸借	支出負担行為担当官 本田 勝 自動車交通局 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・ データ	会計法第29条の3第4項	910,696,115	894,810,000	98.3%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
自動車保有関係手続のワンストップサービス及び自動車登録手続に係るヘルプデスク業務	支出負担行為担当官 本田 勝 自動車交通局 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	H20.4.1	東日本電信電話(株)	会計法第29条の3第4項	69,846,155	69,846,155	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
自動車交通局用個別業務サーバの賃貸借	支出負担行為担当官 本田 勝 自動車交通局 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・ データ、 エヌ・ティ・ティ・ファイ ナンス(株)	会計法第29条の3第4項	6,352,500	6,352,500	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
登録関係コード検索システム用機器の賃貸借及び保守	支出負担行為担当官 本田 勝 自動車交通局 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	H20.4.1	FJBエージェント(株)	会計法第29条の3第4項	2,033,955	2,033,955	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	

自動車検査証等出力用紙の製造	支出負担行為担当官 本田 勝 自動車交通局 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	H20.5.29	(独)国立印刷局	会計法第29条の3第4項	284,979,200	284,979,200	100.0%		出力用紙の製造にあたり、偽造防止技術に係る特許権の使用許可を国立印刷局より得ていることを条件に公募を行っているところである。次期システム導入時には偽造防止技術の見直しを行い一般競争入札に移行する。	平成23年度	
工事実績データ・業務実績データ提供業務	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所 副所長山根隆行 横須賀市長瀬3-1-1	H20.4.1	(財)日本建設情報総合センター	会計法第29条の3第4項	3,150,000	3,150,000	100.0%	4	当所が必要とする工事実績データ及び調査設計実績データは、共通仕様書において、受注業者は工事実績情報や調査設計実績情報を工事実績、調査設計実績情報のデータベース(CORINS、TECRIS)に登録することを義務づけられているものであるため、当該データベース(CORINS、TECRIS)を保有している(財)日本建設情報総合センターにおいて他に提供できる法人はないことから、競争性のない随意契約を行ったものである。	平成21年度	
総合的文書管理システムサーバ外賃借及び保守(再リース)1式	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 岡田 光彦 仙台市青葉区花京院1-1-20	H20.4.1	センチュリー・リーシング・システム(株) 仙台支店 仙台市青葉区上杉1-5-15	会計法第29条の3第4項	1,502,461	1,502,460	100.0%		本件は総合的文書管理システム用として運用している業務システムの情報処理機器であるサーバについて、システム群統合化によるシステム形態のスリム化を実現するまでの間、現在運用している機器を再リースするものである。現在の業務執行に欠くことのできない情報処理機器は、統合化実施までの間、同機器を継続して使用することにより、効率的かつ円滑な業務執行を確保し、常に正常な状態で機能しており稼働することが要求されると同時に、万が一トラブルがあった場合には、直ちに修理等の対応が可能な保守管理体制が完備されている必要がある。上記サーバは、センチュリー・リーシング・システム株式会社と賃借及び保守契約を締結しており、情報処理機器の継続的な使用による業務執行の確保とメンテナンスサービス体制確立による故障時等の迅速かつ確実な対応が可能なものは上記業者以外無い。以上のことから、会計法第29条の3第4項に基づき、センチュリー・リーシング・システム(株)仙台支店と随意契約を行うものである。	平成22年度	
港湾空港部サーバ外借上1式	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 岡田 光彦 仙台市青葉区花京院1-1-20	H20.4.1	富士通リース(株) 東北支店 仙台市青葉区一番町2-3-22	会計法第29条の3第4項	12,450,900	12,450,900	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
港湾空港部サーバ外借上(その2)1式	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 岡田 光彦 仙台市青葉区花京院1-1-20	H20.4.1	富士ゼロックス宮城(株) 仙台市青葉区五橋1-1-23	会計法第29条の3第4項	2,210,283	2,210,283	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
サーバ他借上1式	関東地方整備局副局長 佐藤浩孝 関東地方整備局 横浜 市中区北仲通5-57	H20.4.1	(株)トシダ 横浜市西区伊勢町1-15	会計法第29条の3第4項	6,068,454	6,068,454	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
パーソナルコンピュータ借上1式	関東地方整備局副局長 佐藤浩孝 関東地方整備局 横浜 市中区北仲通5-57	H20.4.1	NTTファイナンス(株) 東京都港区新橋4-5-1	会計法第29条の3第4項	4,025,700	4,025,700	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
サーバ借上1式	鹿島港湾・空港整備事務所 所長 中島由貴 鹿島港湾・空港整備事務所 鹿嶋市大字粟生2254	H20.4.1	(株)コンピューター・メンテナンス・サービス 東京都中央区日本橋本町小網町18-5	会計法第29条の3第4項	1,656,900	1,656,900	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	

パーソナルコンピュータ借上1式	鹿島港湾・空港整備事務所長 中島由真 鹿島港湾・空港整備事務所 鹿嶋市大字粟生2254	H20.4.1	日興通信(株) 茨城県神栖市息栖2822-12	会計法第29条の3第4項	1,735,020	1,735,020	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
千葉港複写機借上及び保守1式	千葉港湾事務所長 篠原史朗 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	H20.4.1	富士ゼロックス千葉(株) 千葉市美浜区中瀬2-6	会計法第29条の3第4項	1,965,600	1,965,600	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
東京港パーソナルコンピュータ他借上1式	東京港湾事務所長 宮崎祥一 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	H20.4.1	(株)トシダ 横浜市西区伊勢町1-15	会計法第29条の3第4項	4,095,892	4,095,892	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
東京国際空港サーバー借上1式	東京空港整備事務所長 北山 斉 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H20.4.1	(株)トシダ 横浜市西区伊勢町1-15	会計法第29条の3第4項	2,658,600	2,658,600	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
東京国際空港複写機借上1式	東京空港整備事務所長 北山 斉 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H20.4.1	日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	会計法第29条の3第4項	5,153,400	5,153,400	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
東京国際空港複合機借上及び保守1式	東京空港整備事務所長 北山 斉 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H20.4.1	富士ゼロックス(株) 東京都品川区東五反田3-20-14	会計法第29条の3第4項	5,346,432	5,346,432	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
東京国際空港複合機借上及び保守(その2)1式	東京空港整備事務所長 北山 斉 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H20.4.1	富士ゼロックス(株) 東京都品川区東五反田3-20-14	会計法第29条の3第4項	6,608,700	6,608,700	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
東京国際空港複合機借上及び保守(その3)1式	東京空港整備事務所長 北山 斉 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H20.4.1	(株)トシダ 横浜市西区伊勢町1-15	会計法第29条の3第4項	8,366,400	8,366,400	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
東京国際空港複写機保守及び消耗品等料金1式	東京空港整備事務所長 北山 斉 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H20.4.1	富士ゼロックス(株) 東京都品川区東五反田3-20-14	会計法第29条の3第4項	1,014,300	1,014,300	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
京浜港パーソナルコンピュータ他借上1式	京浜港湾事務所長 大津光孝 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	H20.4.1	㈱ミナト事務器 横浜市中区中里1-9-27	会計法第29条の3第4項	2,723,112	2,723,112	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
京浜港パーソナルコンピュータ他借上(その2)1式	京浜港湾事務所長 大津光孝 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	H20.4.1	㈱ねずらむ 横浜市神奈川区片倉4-4-1	会計法第29条の3第4項	4,841,781	4,841,781	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	

京浜港パーソナルコンピュータ他借上(その3)1式	京浜港湾事務所長 大津光孝 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	H20.4.1	(株)トシダ 横浜市西区伊勢町1-15	会計法第29条の3第4項	2,164,544	2,164,544	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
東京湾口航路複写機借上及び保守1式	東京湾口航路事務所長 澤木 進 東京湾口航路事務所 横須賀市新港町13番地	H20.4.1	富士ゼロックス(株) 横浜市西区みなとみらい2-2-1-1	会計法第29条の3第4項	1,983,324	1,983,324	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
東京湾口航路複写機借上及び保守(その3)1式	東京湾口航路事務所長 澤木 進 東京湾口航路事務所 横須賀市新港町13番地	H20.4.1	富士ゼロックス(株) 横浜市西区みなとみらい2-2-1-1	会計法第29条の3第4項	1,385,118	1,385,118	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
横浜技調サーバ他借上1式	横浜港湾空港技術調査事務所長 諸星一信 横浜市神奈川区橋本町2-1-4	H20.4.1	(株)トシダ 横浜市西区伊勢町1-15	会計法第29条の3第4項	1,022,700	1,022,700	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
横浜技調海洋短波レーダー借上1式	横浜港湾空港技術調査事務所長 諸星一信 横浜市神奈川区橋本町2-1-4	H20.4.1	芙蓉総合リース(株) 東京都千代田区三崎町3-3-23	会計法第29条の3第4項	11,171,160	11,171,160	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
横浜技調海洋短波レーダー借上(その2)1式	横浜港湾空港技術調査事務所長 諸星一信 横浜市神奈川区橋本町2-1-4	H20.4.1	芙蓉総合リース(株) 東京都千代田区三崎町3-3-23	会計法第29条の3第4項	6,480,180	6,480,180	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
電子複写機賃貸借及び保守1式	分任支出負担行為担当官 伏木富山港湾事務所長 大釜達夫 富山市牛島新町11-3	H20.4.1	富士ゼロックス北陸(株) 金沢市中橋町11-18	会計法第29条の3第4項	2,462,019	2,462,019	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
乗用自動車による旅客運送1式	中部地方整備局副局長 富田英治 名古屋市港区築地町2番地	H20.4.1	(株)名鉄交通商事	会計法第29条の3第4項	3,833,210	3,833,210	100.0%	今年度発注は企画競争を実施したが、競争参加者がなかったため緊急的に特命随契を行った	平成21年度	
乗用自動車による旅客運送(その2)1式	中部地方整備局副局長 富田英治 名古屋市港区築地町2番地	H20.4.1	(株)フジタクシーサービス	会計法第29条の3第4項	3,986,200	3,986,200	100.0%	今年度発注は企画競争を実施したが、競争参加者がなかったため緊急的に特命随契を行った	平成21年度	
名古屋港複写機保守管理1式	中部地方整備局 名古屋港湾事務所長 田邊俊郎 愛知県名古屋港区築地町2	H20.4.1	富士ゼロックス(株)	会計法第29条の3第4項	2,862,594	2,862,594	100.0%	当該物件は富士ゼロックス株式会社の製品であり、他社での保守管理は行っていないため	平成21年度	
四日市港ファクシミリ及びカラー複合機保守1式	四日市港湾事務所長 佐藤清 四日市市新正三丁目7番27号	H20.4.1	三重リコー(株)	会計法第29条の3第4項	3,234,552	3,234,552	100.0%	本件は、複写機を保守管理するものである。当該物件はリコー株式会社の製品であり、他社では保守管理できないため	平成21年度	
港湾空港WANシステム用パーソナルコンピュータ等賃貸借1式	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 近畿地方整備局 神戸市中央区海岸通29	H20.4.1	NECリース(株)神戸支店 神戸市中央区東町126	会計法第29条の3第4項	9,275,490	9,275,490	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	

WANシステム用パーソナルコンピュータ等賃貸借1式	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 芦田義則 広島市中区 東白島町14-15	H20.4.1	NECリース株式会社中国支店 広島市中区紙屋町2丁目2番12号	会計法第29条の3第4項	1,900,177	1,900,177	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
港湾空港WANシステム用パーソナルコンピュータ等賃貸借1式	支出負担行為担当官代理 四国地方整備局 総務部 総括調整官 内田 亨 香川県高松市サンポート3-33	H20.4.1	富士通リース(株) 東京都新宿区西新宿2-7-1	会計法第29条の3第4項	4,573,532	4,571,532	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
港湾空港WANシステム用パーソナルコンピュータ等保守業務1式	支出負担行為担当官代理 四国地方整備局 総務部 総括調整官 内田 亨 香川県高松市サンポート3-33	H20.4.1	富士通リース(株) 東京都新宿区西新宿2-7-1	会計法第29条の3第4項	15,246,629	15,246,624	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
坂出港庁舎等警備1式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所長 石橋 洋信 高松市浜ノ町72-9	H20.4.1	国際警備保障(株)高松支社 高松市高松町3009	会計法第29条の3第4項	1,680,000	1,436,400	85.5%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
庁舎等警備保障1式	分任支出負担行為担当官代理 四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所副所長 越智雄次 松山市海岸通2426番地1	H20.4.1	愛媛総合警備保障(株) 松山市空港通二丁目6番27号	会計法第29条の3第4項	2,184,000	1,833,825	84.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
庁舎等警備1式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 北原 政宏 高知県高知市種崎874	H20.4.1	総合警備保障(株) 高知県高知市駅前町5番5号	会計法第29条の3第4項	3,181,500	2,406,600	75.6%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
電子複写機賃貸借・保守1式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 北原 政宏 高知県高知市種崎874	H20.4.1	四国ゼロックス(株) 香川県高松市磨屋町8番地1	会計法第29条の3第4項	1,067,430	1,067,430	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
用水 6,500m3	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局関門航路事務所長 九州地方整備局関門航路事務所 北九州市小倉北区 浅野3-7-38	H20.4.1	太刀浦埠頭(株) 北九州市門司区大字 田野浦1116-1	会計法第29条の3第4項	4,026,750	4,026,750	100.0%	船舶に給水するには、北九州市水道条例第38条の規定に基づき許可が必要である。海翔丸が停泊している太刀浦9号岸壁においては、岸壁給水設備を使用し、船舶用水の販売の許可を受けているのは太刀浦埠頭(株)1社しかないため。	平成21年度	
デジタル複写機等賃貸借及び保守	支出負担行為担当官 東北運輸局長 内藤 政彦 東北運輸局 仙台市宮城野区鉄砲町1	H20.4.1	富士ゼロックス宮城(株) 仙台市青葉区五橋1-1-23	会計法第29条の3第4項	1,322,938	1,322,938	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電気供給契約	支出負担行為担当官 国土交通省東北運輸局長 佐伯 洋 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	H20.4.1	自動車検査独立行政法人(独) 東京都新宿区本塩町8番の2	会計法第29条の3第4項				庁舎の電気供給契約は自動車検査独立行政法人が代表して契約しており、分担金を自動車検査独立行政法人に支払うこととなっているため	平成21年度	
複写機の賃貸借11台	支出負担行為担当官 関東運輸局長福本秀爾 関東運輸局 横浜市中区北仲通5-57	H20.4.1	キャンシシステムアンドサポート株式会社 神奈川県横浜市神奈川区栄町3-12	会計法第29条の3第4項	2,508,048	2,508,048	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	

複写機の保守	支出負担行為担当官 関東運輸局長福本秀爾 関東運輸局 横浜市中区北仲通5-57	H20.4.1	キャノンシステムアンド サポート株式会社 神奈川県横浜市神奈 川区栄町3-12	会計法第29条の3第4項	3,190,302	3,190,302	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
パーソナルコンピューター及びソフトウェア(地方駐在航空機検査官分16式)の賃貸借	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区 九段南1-1-15	H20.4.1	東京都千代田区 (株)大塚商会	会計法第29条の3第4項	1,751,904	1,751,904	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
パーソナルコンピューター及びソフトウェア(12式)及びカラープリンタ(1式)の賃貸借	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区 九段南1-1-15	H20.4.1	東京都千代田区 (株)大塚商会	会計法第29条の3第4項	1,564,563	1,564,563	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
工事实績サービス等(CORINS/TECRIS)の検索情報の提供	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区 九段南1-1-15	H20.4.1	東京都港区 (財)日本建設情報総合 センター	会計法第29条の3第4項	1,575,000	1,575,000	100.0%	工事等発注に伴う競争参加希望者の技術審査を実施するにあたり必要不可欠である受注情報の検索を行うために発注者支援データベースの提供を受けるものである。当該センターは当該情報システムの開発を実施しており、著作権者人格権を有する唯一の機関であり、他の者による検索情報の提供はできないため。競争性のある契約方式に移行できるかどうか検討・整理をしていたため。	平成21年度	
東京航空局複写機7台の賃貸借及び保守・消耗品の供給	支出負担行為担当官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区 九段南1-1-15	H20.4.1	東京都中央区 コニカミルタビジネス ソリューションズ(株)	会計法第29条の3第4項	839,500	839,500	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
デジタル複写機2台の賃貸借及び保守	分任契約担当官 函館空港事務所 岡山 裕則 函館市高松町511番地	H20.4.1	(株)近藤商会 函館市西栢根町589 番地	会計法第29条の3第4項	1,222,511	1,222,511	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度 電子複写機1台(DocuCentreC5540IPD)の賃貸借及び保守	分任契約担当官 釧路空港事務所 竹川 次則 釧路市鶴丘2-260	H20.4.1	安藤印補(株) 釧路市星が浦北1-1-5	会計法第29条の3第4項	1,303,092	1,303,092	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複写機18台の賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当 官 東京空港事 務所 古川 義則 東京都大田区 羽田空港3-3-1	H20.4.1	リコー販売(株) 東京都中央区銀座6-1 4-6	会計法第29条の3第4項	6,790,165	6,790,165	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
工事实績情報他1件サービス	支出負担行為担当官 武田 洋樹 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-75	H20.4.1	(財)日本建設情報総合 センター 東京都港区赤坂7-10 -20	会計法第29条の3第4項	1,795,500	1,795,500	100.0%	工事等発注に伴う競争参加希望者の技術審査を実施するにあたり必要不可欠である受注情報の検索を行うために発注者支援データベースの提供を受けるものである。当該センターは当該情報システムの開発を実施しており、著作権者人格権を有する唯一の機関であり、他の者による検索情報の提供はできないため。競争性のある契約方式に移行できるかどうか検討・整理をしていたため。	平成21年度	
パーソナルコンピュータ20式賃貸借	支出負担行為担当官 武田 洋樹 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-75	H20.4.1	三井リース事業(株)西 日本営業本部 大阪府北区中之島2- 3-33	会計法第29条の3第4項	1,074,780	1,074,780	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	

A0デジタル複合機1台賃貸借及び保守	支出負担行為担当官 武田 洋樹 大阪航空局 大阪府中央区谷町4- 大手前4-1-75	H20.4.1	リコー関西(株) 大阪府中央区谷町4- 11-6	会計法第29条の3第4項	1,168,965	1,168,965	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
総務課複写機2台 賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当官 中部空港事務所 三浦 勉 愛知県常滑市 センター1-1	H20.4.1	富士ゼロックス(株)愛知営業所 愛知県名古屋市中区錦一丁目10番20号	会計法第29条の3第4項	1,160,346	1,160,346	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
複写機(イマジオネオC455it)3台外1点賃貸借	分任支出負担行為担当官 中部空港事務所 三浦 勉 愛知県常滑市 センター1-1	H20.4.1	リコーリース(株)名古屋支社 愛知県名古屋市中区栄1丁目10番21号	会計法第29条の3第4項	1,340,955	1,340,955	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
複写機(DCC-F450モデルPFS)2台外1点賃貸借	分任支出負担行為担当官 中部空港事務所 三浦 勉 愛知県常滑市 センター1-1	H20.4.1	日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋二丁目15番12号	会計法第29条の3第4項	997,920	997,920	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複写機賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当官 片岡 久志 大阪空港事務所 大阪府豊中市 蛍池西町3-371	H20.4.1	(株)ナカムラ 大阪府池田市神田2-21-1	会計法第29条の3第4項	4,202,427	4,202,427	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
複写機の賃貸借及び保守契約(NeoC455/75, Neo453)	分任支出負担行為担当官 広島空港事務所 安藤 久美 三原市本郷町 善入寺字平岩64-34	H20.4.1	(株)堀事務機 竹原市中央5-9-10	会計法第29条の3第4項	2,012,712	2,012,712	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
電子複写機等(リコー)9台賃貸借及び保守請負	分任支出負担行為担当官 福岡空港事務所 猪瀬 俊和 福岡市博多区上臼井字 屋敷295	H20.4.1	リコー九州(株) 福岡市博多区東比恵 3-9-15	会計法第29条の3第4項	1,359,049	1,359,049	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
電子複写機等(ゼロックス)6台賃貸借及び保守請負	分任支出負担行為担当官 福岡空港事務所 猪瀬 俊和 福岡市博多区上臼井字 屋敷295	H20.4.1	富士ゼロックス福岡(株) 福岡市博多区博多駅前1-6-16	会計法第29条の3第4項	2,097,011	2,097,011	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複合機賃貸借及び保守	分任契約担当官 升本 正人 北九州空港事務所 福岡県北九州市小倉南区 空港北町6番	H20.4.1	リコー九州㈱ 福岡県北九州市小倉 北区東港1-1-5	会計法第29条の3第4項	1,156,075	1,156,075	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
複写機等賃貸借契約	分任契約担当官 大分空港事務所 石井雅春 大分県国東市武蔵町 糸原字大 海田	H20.4.1	リコーリース㈱福岡支社 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-35	会計法第29条の3第4項	1,365,840	1,365,840	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
統合庁舎等コピー機賃貸借及び保守契約	分任支出負担行為担当官 那覇空港事務所 菅野 顕 沖縄県那覇市安次嶺531-3	H20.4.1	(株)オキジム 沖縄県浦添市港川1458	会計法第29条の3第4項	5,460,912	5,460,912	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	

パーソナルコンピュータ等賃貸借	支出負担行為担当官 武田 洋樹 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-75	H20.4.1	芙蓉総合リース(株) 東京都千代田区三崎 町3-3-23	会計法第29条の3第4項	5,670,000	5,670,000	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
大阪航空局航空灯火・電気技術課サーバ2式賃貸借	支出負担行為担当官 武田 洋樹 大阪航空局 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-75	H20.4.1	三井リース事業(株)西 日本営業本部 大阪府北区中之島2- 3-33	会計法第29条の3第4項	1,542,132	1,522,080	98.7%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
パーソナルコンピュータ賃貸借	分任支出負担行為担当 官 福岡空港事務所 猪 瀬 俊和 福岡市博多区上臼井字 屋敷295	H20.4.1	(株)フジモト福岡店 福岡市博多区博多駅 南6-2-30	会計法第29条の3第4項	1,354,500	1,354,500	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
デジタルカラー複写機賃貸借及び保守契約	分任支出負担行為担当 官 那覇空港事務所 首 野 顕 沖縄県那覇市安 次嶺531-3	H20.4.1	(株)オキジム 沖縄県浦添市港川458	会計法第29条の3第4項	1,031,376	1,031,376	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
降水分布予測システム等 保守	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京 都千代田区大手町1-3 -4	H20.4.1	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1- 6-27	会計法第29条の3第4項	12,109,749	12,109,749	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
回線多重化装置保守	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京 都千代田区大手町1-3 -4	H20.4.1	エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ(株) 東京都千代田区内幸 町1-1-6	会計法第29条の3第4項	2,826,655	2,826,655	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
量的予報作業システム等 保守	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京 都千代田区大手町1-3 -4	H20.4.1	沖電気工業(株) 東京都港区芝浦4-1 0-16	会計法第29条の3第4項	4,197,287	4,197,287	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
気象庁光ファイバネットワーク 基盤運用支援及び保守作業	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京 都千代田区大手町1-3 -4	H20.4.1	日本電気(株) 東京都港区芝5-7- 1	会計法第29条の3第4項	8,867,233	8,578,500	96.7%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
気象庁行政情報ネットワーク機 器運用支援及び保守作業	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京 都千代田区大手町1-3 -4	H20.4.1	日本ユニシス(株) 東京都江東区豊洲1- 1-1	会計法第29条の3第4項	6,339,900	6,315,330	99.6%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
地殻データ等収集装置保守	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京 都千代田区大手町1-3 -4	H20.4.1	明星電気(株) 東京都文京区小石川2 -5-7	会計法第29条の3第4項	1,881,463	1,881,463	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
震度データ編集装置等保守	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京 都千代田区大手町1-3 -4	H20.4.1	明星電気(株) 東京都文京区小石川2 -5-7	会計法第29条の3第4項	3,496,928	3,496,928	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	

地震地殻観測データ等統合・配信装置保守	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	明星電気(株) 東京都文京区小石川2-5-7	会計法第29条の3第4項	2,793,484	2,793,484	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
火山監視・情報センターシステムの保守、ソフトウェアサポート	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	会計法第29条の3第4項	20,048,704	20,032,979	99.9%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
火山テレメータ装置の保守	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	明星電気(株) 東京都文京区小石川2-5-7	会計法第29条の3第4項	3,015,224	3,015,218	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
データ収集装置(高感度地震観測網)保守点検	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	明星電気(株) 東京都文京区小石川2-5-7	会計法第29条の3第4項	5,317,713	5,317,713	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
地震活動等総合監視システム保守等	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1	会計法第29条の3第4項	90,326,250	90,300,000	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
地域地震情報センターデータ処理システムデータ交換装置保守	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1	会計法第29条の3第4項	2,651,462	2,651,250	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
複写機の借用及び保守(リコー)(単備契約)	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	(株)リコー 東京都大田区西馬込1-3-6	会計法第29条の3第4項	9,538,086	9,538,086	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
複写機の借用及び保守(富士ゼロックス)(単備契約)	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	富士ゼロックス(株) 東京都港区六本木3-1-1	会計法第29条の3第4項	8,370,305	8,370,305	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
会計事務システムのソフトウェアサポート	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	(株)TSSソフトウェア 広島県広島市南区出汐2-3-19	会計法第29条の3第4項	2,973,600	2,940,000	98.9%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
人事事務システムのソフトウェアサポート及び運用支援	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	(株)TSSソフトウェア 広島県広島市南区出汐2-3-19	会計法第29条の3第4項	3,175,200	2,520,000	79.4%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
地方文書管理システム保守	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	沖電気工業(株) 東京都港区芝浦4-10-16	会計法第29条の3第4項	33,287,100	33,287,100	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	

気象庁航空気象センター借上げ	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	(独)都市再生機構九州支社 福岡県福岡市中央区長浜2-2-4	会計法第29条の3第4項	11,246,400	11,246,400	100.0%	当該宿舍は、「航空交通気象センター」に勤務する職員用に民間住宅の借り上げを行なうもので、現入居者の人事異動等を待たざるを得ないため。なお、人事異動等により新たに必要となる補充分については、一般競争により行なう。	平成21年度	
総合的文書管理システム保守	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	沖電気工業(株) 東京都港区芝浦4-10-16	会計法第29条の3第4項	8,339,100	8,339,100	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
雨量・レーダー情報コンテンツ作成装置の保守	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	(財)日本気象協会 東京都豊島区東池袋3-1-1	会計法第29条の3第4項	1,713,600	1,713,600	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
レーダーエコー合成装置委託保守作業	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	日本無線(株) 東京都新宿区西新宿6-10-1	会計法第29条の3第4項	1,560,300	1,554,000	99.6%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
全球異常気象監視速報提供装置のハードウェア・ソフトウェア保守	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	キャンマーケティングジャパン(株) 東京都港区港南2-16-6	会計法第29条の3第4項	2,870,700	2,870,700	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
温室効果ガス等情報解析・提供装置の保守	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-9	会計法第29条の3第4項	8,033,458	8,033,458	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
地方文書管理システム借用	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	芙蓉総合リース(株) 東京都千代田区三崎町3-3-23	会計法第29条の3第4項	44,668,470	44,668,470	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
量的予報作業システム追加機能ソフトウェア借用	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	芙蓉総合リース(株) 東京都千代田区三崎町3-3-23	会計法第29条の3第4項	21,203,280	21,203,280	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
海上予警報等作成処理ソフトウェア借用	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	芙蓉総合リース(株) 東京都千代田区三崎町3-3-23	会計法第29条の3第4項	33,873,804	33,873,804	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
天気予報等作成処理追加機能ソフトウェア借用	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	芙蓉総合リース(株) 東京都千代田区三崎町3-3-23	会計法第29条の3第4項	11,718,000	11,718,000	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
降水分布予測システム借用	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	会計法第29条の3第4項	19,301,940	19,301,940	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	

降解析装置借用	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	会計法第29条の3第4項	11,954,148	11,954,148	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
西日本降水分布予測システム借用	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	会計法第29条の3第4項	15,536,676	15,536,676	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
降水分布予測システム増強分借用	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	会計法第29条の3第4項	8,090,460	8,090,460	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
エーロゾル監視・観測システム借用	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	NECリース(株) 東京都港区芝5-29-11	会計法第29条の3第4項	15,135,720	15,135,720	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
集合型GPS高層気象観測システム借用	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	NECリース(株) 東京都港区芝5-29-11	会計法第29条の3第4項	17,314,164	17,314,164	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
北西太平洋津波監視システム借用	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	NECリース(株) 東京都港区芝5-29-11	会計法第29条の3第4項	21,224,700	21,224,700	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
土砂災害警戒情報作成支援システム借用	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	三菱電機クレジット(株) 東京都品川区西五反田1-3-8	会計法第29条の3第4項	14,440,860	14,440,860	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
風情報収集システム借用	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	三菱電機クレジット(株) 東京都品川区西五反田1-3-8	会計法第29条の3第4項	17,878,140	17,878,140	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
天候監視装置借用	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	シャープファイナンス(株) 東京都新宿区市谷八幡町8	会計法第29条の3第4項	1,290,156	1,290,156	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
JMA-95型地上気象観測装置借用(感部及びデータ変換部)平成11年度分整備	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	シャープファイナンス(株) 東京都新宿区市谷八幡町8	会計法第29条の3第4項	38,230,164	38,230,164	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
JMA-95型地上気象観測装置借用(神戸海洋気象台分)平成11年度分整備	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	シャープファイナンス(株) 東京都新宿区市谷八幡町8	会計法第29条の3第4項	1,434,888	1,434,888	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	

JMA-95型地上気象観測装置借用(感部及びデータ変換部)平成12年度分整備	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	シャープファイナンス(株) 東京都新宿区市谷八幡町8	会計法第29条の3第4項	10,882,416	10,882,416	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
JMA-95型地上気象観測装置借用(感部及びデータ変換部)平成13年度分整備	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	シャープファイナンス(株) 東京都新宿区市谷八幡町8	会計法第29条の3第4項	21,694,344	21,694,344	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
JMA-95型地上気象観測装置借用平成14年度分整備	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	シャープファイナンス(株) 東京都新宿区市谷八幡町8	会計法第29条の3第4項	7,100,750	7,100,750	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
JMA-95型地上気象観測装置用視程計借用平成14年度分整備	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	シャープファイナンス(株) 東京都新宿区市谷八幡町8	会計法第29条の3第4項	2,119,637	2,119,637	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
JMA-95型地上気象観測装置借用(データ処理部)平成15年度分整備	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	シャープファイナンス(株) 東京都新宿区市谷八幡町8	会計法第29条の3第4項	1,200,672	1,200,672	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
JMA-95型地上気象観測装置用遠隔データ処理装置等借用平成15年度分整備	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	シャープファイナンス(株) 東京都新宿区市谷八幡町8	会計法第29条の3第4項	1,073,820	1,073,820	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
JMA-95型地上気象観測装置借用(データ処理部)平成16年度分整備	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	シャープファイナンス(株) 東京都新宿区市谷八幡町8	会計法第29条の3第4項	1,990,068	1,990,068	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
JMA-95型地上気象観測装置用遠隔データ処理装置等借用平成16年度分整備	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	シャープファイナンス(株) 東京都新宿区市谷八幡町8	会計法第29条の3第4項	895,860	895,860	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
地震活動等総合監視システム借用	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	会計法第29条の3第4項	161,280,000	161,280,000	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
スーパーコンピュータシステム借用(衛星データ処理業務分)	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	会計法第29条の3第4項	530,787,600	530,787,600	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
スーパーコンピュータシステム借用(数値予報業務分)	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	会計法第29条の3第4項	851,432,400	851,432,400	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	

レーダーエコー合成装置借用	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	ジーイーキャピタルリーシング(株) 東京都港区白金台3-2-10	会計法第29条の3第4項	11,366,460	11,366,460	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
雨量・レーダー情報コンテンツ作成装置借用	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	住信リース(株) 東京都中央区日本橋2-3-4	会計法第29条の3第4項	2,307,270	2,307,270	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
地方自治体等接続用プロキシサーバー借用	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	富士通リース(株) 東京都新宿区西新宿2-7-1	会計法第29条の3第4項	5,081,580	5,081,580	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
地磁気観測総合処理装置借用	支出負担行為担当官 玉木良知 気象庁 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	三菱スペース・ソフトウェア(株) 東京都港区浜松町2-4-1	会計法第29条の3第4項	9,903,600	9,903,600	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
地域地震情報センター処理システムデータ処理装置保守(当該機器の機能を円滑に稼働されるための定期保守点検)	支出負担行為担当官 札幌管区気象台長 岡野 誠 札幌市中央区北2条西18丁目	H20.4.1	日本電気(株) 東京都港区芝公園1-1-2	会計法第29条の3第4項	6,046,085	6,046,085	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
火山監視・情報センターシステム保守	支出負担行為担当官 札幌管区気象台長 岡野 誠 札幌市中央区北2条西18丁目	H20.4.1	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	会計法第29条の3第4項	7,953,047	7,953,047	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
火山テレメータ装置保守	支出負担行為担当官 札幌管区気象台長 岡野 誠 札幌市中央区北2条西18丁目	H20.4.1	明星電気(株) 札幌市中央区北3条西2丁目1-28	会計法第29条の3第4項	3,045,420	3,045,420	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
地域地震情報センターデータ交換装置保守	支出負担行為担当官 札幌管区気象台長 岡野 誠 札幌市中央区北2条西18丁目	H20.4.1	日本電気(株) 札幌市中央区大通西4丁目1	会計法第29条の3第4項	1,424,302	1,424,302	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
空港気象ドップラーレーダー装置データ処理部保守	支出負担行為担当官 札幌管区気象台長 岡野 誠 札幌市中央区北2条西18丁目	H20.4.1	三菱電機(株) 東京都港区新橋5-2-7-1	会計法第29条の3第4項	3,632,248	3,622,500	99.7%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
データ収録装置(高感度地震観測網)保守	支出負担行為担当官 札幌管区気象台長 岡野 誠 札幌市中央区北2条西18丁目	H20.4.1	明星電気(株) 札幌市中央区北3条西2丁目1-28	会計法第29条の3第4項	3,400,950	3,400,950	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
地域地震情報センターデータ処理システムデータ交換装置保守	支出負担行為担当官 仙台管区気象台長 大島 隆 仙台管区気象台仙台市宮城野区五輪1丁目3-15	H20.4.1	日本電気(株)東北支社 仙台市青葉区中央4-6-1	会計法第29条の3第4項	1,607,286	1,607,286	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	

地域地震情報センターデータ処理システムデータ処理装置保守	支出負担行為担当官 仙台管区気象台長 大島 隆 仙台管区気象台 仙台市宮城野区五輪1丁目3-15	H20.4.1	日本電気(株)東北支社 仙台市青葉区中央4-6-1	会計法第29条の3第4項	6,380,452	6,380,452	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
データ収集装置(高感度地震観測網)保守	支出負担行為担当官 仙台管区気象台長 大島 隆 仙台管区気象台 仙台市宮城野区五輪1丁目3-15	H20.4.1	明星電気(株)東北支店 仙台市泉区市名坂字万吉前125-4	会計法第29条の3第4項	2,690,541	2,690,541	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
火山テレメータ装置保守	支出負担行為担当官 仙台管区気象台長 大島 隆 仙台管区気象台 仙台市宮城野区五輪1丁目3-15	H20.4.1	明星電気(株)東北支店 仙台市泉区市名坂字万吉前125-4	会計法第29条の3第4項	3,045,420	3,045,420	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
火山監視情報センタシステム保守	支出負担行為担当官 仙台管区気象台長 大島 隆 仙台管区気象台 仙台市宮城野区五輪1丁目3-15	H20.4.1	(株)日立製作所東北支社 仙台市青葉区一番町2-4-1	会計法第29条の3第4項	7,953,180	7,953,180	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
キャノン複写機保守	支出負担行為担当官 東京管区気象台長佐伯理郎 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	キャノンマーケティングジャパン(株) 東京都港区港南2丁目16番6号	会計法第29条の3第4項	1,277,748	1,277,748	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
リコー複写機の保守	支出負担行為担当官 東京管区気象台長佐伯理郎 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	(株)リコー 東京都大田区中馬込1丁目3-6	会計法第29条の3第4項	6,926,592	6,926,592	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
リコー複写機の借用	支出負担行為担当官 東京管区気象台長佐伯理郎 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	(株)リコー 東京都大田区中馬込1丁目3-6	会計法第29条の3第4項	931,860	931,860	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
空港気象ドップラーレーダー処理部保守作業	支出負担行為担当官 東京管区気象台長佐伯理郎 東京都千代田区大手町1-3-4	H20.4.1	西菱電機(株) 東京都港区新橋5-27-1	会計法第29条の3第4項	17,426,850	17,325,000	99.4%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度以降	
地域地震情報センターデータ処理システムデータ交換装置保守点検	支出負担行為担当官 大阪管区気象台長 瀬上哲秀 大阪市中央区大手前4-1-76	H20.4.1	日本電気(株)関西支社 大阪市中央区城見一丁目4番24号	会計法第29条の3第4項	2,611,359	1,731,305	66.3%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
量的予報作業システム保守点検	支出負担行為担当官 大阪管区気象台長 瀬上哲秀 大阪市中央区大手前4-1-76	H20.4.1	沖電気工業(株) 東京都港区芝浦四丁目10番16号	会計法第29条の3第4項	3,624,771	3,624,771	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
データ収集装置(高感度地震観測網)保守点検	大阪管区気象台長 瀬上哲秀 大阪市中央区大手前4-1-76	H20.4.1	明星電気(株)関西支店 大阪市淀川区西宮原1-5-33	会計法第29条の3第4項	3,471,939	3,471,939	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	

震度データ編集装置等保守点検	大阪管区気象台長 瀬上哲秀 大阪市中央区大手前4-1-76	H20.4.1	明星電気(株)関西支店 大阪市淀川区西宮原1-5-33	会計法第29条の3第4項	2,096,725	2,096,725	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
空港気象ドップラーレーダー装置本体部点検・調整作業およびデータ処理部保守	支出負担行為担当官 大阪管区気象台長 瀬上哲秀 大阪市中央区大手前4-1-76	H20.4.1	西菱電機(株)東京支社 東京都港区新橋5-2-7-1	会計法第29条の3第4項	13,537,650	11,804,100	87.2%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	
地域地震情報センターデータ処理システムデータ処理装置保守点検	支出負担行為担当官 大阪管区気象台長 瀬上哲秀 大阪市中央区大手前4-1-76	H20.4.1	日本電気(株)関西支社 大阪市中央区城見一丁目4番24号	会計法第29条の3第4項	6,102,946	5,991,619	98.2%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
地域地震情報センターデータ処理システムデータ処理装置保守整備	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 羽鳥 光彦 福岡市中央区大濠1-2-36	H20.4.1	日本電気(株)九州支社 福岡県福岡市博多区御供所町1-1	会計法第29条の3第4項	6,715,756	6,715,756	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
地域地震情報センターデータ処理システムデータ交換装置保守整備	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 羽鳥 光彦 福岡市中央区大濠1-2-36	H20.4.1	日本電気(株)九州支社 福岡県福岡市博多区御供所町1-1	会計法第29条の3第4項	1,131,471	1,131,471	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
火山テレメータ装置保守整備	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 羽鳥 光彦 福岡市中央区大濠1-2-36	H20.4.1	明星電気(株)九州支店 福岡県福岡市博多区豊1-1-22	会計法第29条の3第4項	3,747,177	3,747,177	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度	
デジタル複写装置保守	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 羽鳥 光彦 福岡市中央区大濠1-2-36	H20.4.1	リコー九州(株) 福岡県福岡市博多区東比恵3-9-15	会計法第29条の3第4項	2,161,971	2,161,971	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
デジタル複写装置賃借及び保守	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 羽鳥 光彦 福岡市中央区大濠1-2-36	H20.4.1	リコー九州(株) 福岡県福岡市博多区東比恵3-9-15	会計法第29条の3第4項	4,107,045	4,107,045	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
空港気象ドップラーレーダー装置データ処理装置入力データバックアップ部保守	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 羽鳥 光彦 福岡市中央区大濠1-2-36	H20.4.1	(株)東芝 東京都港区芝浦1-1-1	会計法第29条の3第4項	1,808,100	1,785,000	98.7%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成26年度以降	
火山監視・情報センターシステム保守整備	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 羽鳥 光彦 福岡市中央区大濠1-2-36	H20.4.1	(株)日立製作所九州支社 福岡県福岡市早良区百道浜2-1-1	会計法第29条の3第4項	8,024,055	8,024,055	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
データ収集装置(高感度地震観測網)保守整備	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 羽鳥 光彦 福岡市中央区大濠1-2-36	H20.4.1	明星電気(株)九州支店 福岡県福岡市博多区豊1-1-22	会計法第29条の3第4項	3,366,953	3,366,953	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	

空港気象ドップラーレーダー装置データ処理装置入力データバックアップ保守作業	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 鉢嶺 猛 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	H20.4.1	(株)東芝 東京都港区芝浦一丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	1,474,471	1,474,200	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度以降	
空港気象ドップラーレーダー装置(データ処理部)保守	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 鉢嶺 猛 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	H20.4.1	西菱電機(株) 東京支社 東京都港区新橋5-27-1	会計法第29条の3第4項	3,303,300	3,303,300	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成24年度以降	
気象研究所電子計算機システム・ネットワーク管理業務支援作業	支出負担行為担当官 気象研究所長 柏木啓一 気象研究所 茨城県つくば市長峰1-1	H20.4.1	日本電気(株) 茨城県水戸市三の丸1-1-25	会計法第29条の3第4項	25,177,950	23,940,000	95.1%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
スーパーコンピュータシステム借用	支出負担行為担当官 気象研究所長 柏木啓一 気象研究所 茨城県つくば市長峰1-1	H20.4.1	NECリース(株)関東支社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-17	会計法第29条の3第4項	306,180,000	306,180,000	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
ファイアウォール装置の借用	支出負担行為担当官 気象研究所長 柏木啓一 気象研究所 茨城県つくば市長峰1-1	H20.4.1	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	会計法第29条の3第4項	2,929,080	2,929,080	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
外国雑誌	支出負担行為担当官 気象研究所長 柏木啓一 気象研究所 茨城県つくば市長峰1-1	H20.4.1	(株)紀伊國屋書店 茨城県水戸市南町3-4-57	会計法第29条の3第4項	14,209,860	14,209,860	100.0%	当該契約は、商慣習により平成19年度に競争入札により決定した業者との間で、既に平成20年度分の購入に関する予約を行っているため。	平成21年度	
LRIT作成系装置の借用	支出負担行為担当官 気象衛星センター所長田中幸人 気象衛星センター 東京都清瀬市中清戸3-235	H20.4.1	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	会計法第29条の3第4項	11,340,000	11,340,000	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
運輸多目的衛星新2号用局管制装置の借用	支出負担行為担当官 気象衛星センター所長田中幸人 気象衛星センター 東京都清瀬市中清戸3-235	H20.4.1	三菱スペース・ソフトウェア(株) 東京都港区浜松町2-4-1	会計法第29条の3第4項	6,300,000	6,300,000	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
DCPデータ伝送装置の借用	支出負担行為担当官 気象衛星センター所長田中幸人 気象衛星センター 東京都清瀬市中清戸3-235	H20.4.1	昭和リース(株) 東京都新宿区四谷3-12	会計法第29条の3第4項	26,460,000	26,460,000	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
運輸多目的衛星新2号地上設備用計算機等の借用	支出負担行為担当官 気象衛星センター所長田中幸人 気象衛星センター 東京都清瀬市中清戸3-235	H20.4.1	三菱電機クレジット(株) 東京都品川区西五反田1-3-8	会計法第29条の3第4項	21,042,000	21,042,000	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
通報局データ編集装置の借用	支出負担行為担当官 気象衛星センター所長田中幸人 気象衛星センター 東京都清瀬市中清戸3-235	H20.4.1	日立キャピタル(株) 東京都港区新橋二丁目15番12号	会計法第29条の3第4項	15,504,300	15,504,300	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	

気象衛星センター基幹ネットワーク装置借用	支出負担行為担当官 気象衛星センター所長田 中幸人 気象衛星センター 東京都清瀬市中清戸3 -235	H20.4.1	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の 内三丁目4番1号	会計法第29条の3第4項	17,640,000	17,640,000	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度		
業務系ネットワークシステム保守	支出負担行為担当官 気象衛星センター所長田 中幸人 気象衛星センター 東京都清瀬市中清戸3 -235	H20.4.1	富士通(株) 東京都港区東新橋1- 5-2	会計法第29条の3第4項	2,224,950	2,205,000	99.1%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度		
複写装置の借用	支出負担行為担当官 気象衛星センター所長田 中幸人 気象衛星センター 東京都清瀬市中清戸3 -235	H20.4.1	富士ゼロックス(株) 東京都港区六本木3- 1-1	会計法第29条の3第4項	1,732,920	1,732,920	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度		
運輸多目的衛星新1号運用支援及び地上機器保守作業	支出負担行為担当官 気象衛星センター所長田 中幸人 気象衛星センター 東京都清瀬市中清戸3 -235	H20.4.1	スペースシステムズ/ ロラル 米國カリフォルニア州 パロアルト市ファビアン 通り3825	会計法第29条の3第4項	150,000,000	150,000,000	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度以降		
海図編集装置7式他1点借入 保守	支出負担行為担当官 海上保安庁次長 影山 幹雄 海上保安庁 東京 都千代田区霞が関2-1- 3	H20.4.1	日本ユニシス(株) 東京都江東区豊洲1- 1-1	会計法第29条の3第4項	26,079,804	26,079,804	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度		
海図調査装置1式他1点借入 保守	支出負担行為担当官 海上保安庁次長 影山 幹雄 海上保安庁 東京 都千代田区霞が関2-1- 3	H20.4.1	日本ユニシス(株) 東京都江東区豊洲1- 1-1	会計法第29条の3第4項	12,792,744	12,792,744	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度		
海洋情報システム端末機等借 入保守	支出負担行為担当官 海上保安庁次長 影山 幹雄 海上保安庁 東京 都千代田区霞が関2-1- 3	H20.4.1	(株)日立キャピタル 東京都港区西新橋2- 15-12	会計法第29条の3第4項	80,640,000	80,640,000	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度		
航空シミュレータ借入保守	支出負担行為担当官 海上保安庁次長 影山 幹雄 海上保安庁 東京 都千代田区霞が関2-1- 3	H20.4.1	三井物産エアロスペース(株) 東京都港区芝公園2- 4-1	会計法第29条の3第4項	27,720,000	27,720,000	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成25年度		
海図調査装置1式他2点借入	支出負担行為担当官 海上保安庁次長 影山 幹雄 海上保安庁 東京 都千代田区霞が関2-1- 3	H20.4.1	NECネクサスソリューションズ(株) 東京都港区三田1-4 -28	会計法第29条の3第4項	8,736,312	8,736,312	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度		
海況監視衛星受信・解折装置 借入保守	支出負担行為担当官 海上保安庁次長 影山 幹雄 海上保安庁 東京 都千代田区霞が関2-1- 3	H20.4.1	日本船用エレクトロニクス(株) 横浜市神奈川区東神 奈川2-40-7	会計法第29条の3第4項	6,048,000	6,048,000	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度		
電子複合機賃貸借及び同保守 契約	千代田区霞が関2-1- 2 高等海難審判庁 支出負担行為担当官高 等海難審判庁長官横山 鐵男	H20.4.1	東京都中央区日本橋 本町1-5-4 コニカミノルタビジネス ソリューションズ株式会 社	会計法第29条の3第4項	-	4,262,580	-	0	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	

平成20年度郵便料金計器貸借契約	千代田区霞が関2-1-2 高等海難審判庁 支出負担行為担当官高等海難審判庁長官横山鐵男	H20.4.1	東京都品川区戸越一丁目7番1号 ピツニーボウズジャパン株式会社	会計法第29条の3第4項	—	1,219,044	—	0	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
------------------	---	---------	------------------------------------	--------------	---	-----------	---	---	---	--------	--

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成20年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成21年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成21年度)を記載すること。